

衣浦東部広域連合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

第3期

2023年度～2030年度
(令和5年度～令和12年度)

2023年(令和5年)3月

衣浦東部広域連合

目次

第1章 背景	- 2 -
1 地球温暖化問題	- 2 -
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	- 2 -
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	- 2 -
4 衣浦東部広域連合における取組	- 3 -
第2章 基本的事項	- 4 -
1 計画目的	- 4 -
2 基準年度及び計画期間	- 4 -
3 対象とする範囲	- 4 -
4 対象とする温室効果ガス	- 5 -
5 上位計画等との位置づけ	- 5 -
第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	- 6 -
1 二酸化炭素排出量	- 6 -
2 エネルギー種別の二酸化炭素排出量	- 6 -
3 二酸化炭素の排出削減目標	- 6 -
第4章 削減目標達成に向けた取組	- 8 -
1 取組の基本方針	- 8 -
2 電気使用量の削減	- 8 -
3 その他エネルギー等の使用量削減	- 9 -
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	- 11 -
1 推進体制	- 11 -
2 点検・評価・見直し体制	- 11 -
3 進捗状況の公表	- 11 -

第 1 章 背景

1 地球温暖化問題

2021 年（令和 3 年）8 月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書において、「地球温暖化の進行に、人間の活動に伴う温室効果ガス排出量の増加が関係している」との報告がなされています。

地球温暖化の結果、目に見える現象として平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。

世界的な問題である異常気象による被害の増加や農作物、生態系への影響が、わが国においても懸念されています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨といった異常気象のリスクは更に高まると予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、「京都議定書」以来 18 年ぶりの新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

この「パリ協定」においては、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や全ての国が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが国際条約として初めて規定されています。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

わが国においては、2021 年（令和 3 年）4 月に、「地球温暖化対策推進本部」において「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」旨が公表されました。

さらに、2021 年 10 月には、「地球温暖化対策計画」の閣議決定がなされ、5 年

ぶりの改定が行われました。改定された「地球温暖化対策計画」では、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと」「中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」という新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB（「ゼブ」Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物を指す。）化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、「地球温暖化対策計画」において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

4 衣浦東部広域連合における取組

衣浦東部広域連合（以下「当広域連合」といいます。）では、2014年（平成26年）3月に「衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。今回、第2期計画の期間が満了するため、後続計画である「衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第3期）」を策定し、今後も継続的に温暖化対策に取り組みます。

第 2 章 基本的事項

1 計画目的

衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、当広域連合が実施している事務事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2 基準年度及び計画期間

基準年度を 2013 年度（平成 25 年度）とし、2023 年度（令和 5 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 8 年間を計画期間とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、当広域連合が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設とします。対象となる施設の一覧を表 1 に示します。

表 1 計画対象施設一覧

	施設名称	所在地
1	広域連合事務所	刈谷市小垣江町西高根 204 番地 1
2	碧南消防署	碧南市港本町 1 番地 29
3	碧南消防署北分署	碧南市三度山町 2 丁目 27 番地
4	碧南消防署東分署	碧南市照光町 5 丁目 5 番地
5	刈谷消防署	刈谷市寿町 1 丁目 201 番地 1
6	刈谷消防署北分署	刈谷市今川町鍋田 69 番地 2
7	刈谷消防署南分署	刈谷市小垣江町西高根 203 番地

8	安城消防署	安城市横山町浜畔上 111 番地
9	安城消防署北分署	安城市東栄町 5 丁目 26 番地 48
10	安城消防署南分署	安城市石井町石原 31 番地 1
11	安城消防署西出張所	安城市福釜町細湫 40 番地
12	知立消防署	知立市弘法 2 丁目 1 番地 5
13	高浜消防署	高浜市稗田町 6 丁目 2 番地 15

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、本計画において対象とする温室効果ガスは、当広域連合の事務事業において排出量が顕著である二酸化炭素（CO₂）のみとします。その他 6 種類については、当広域連合の事務事業において排出量が計測できないほど少ないため、対象外とします。

5 上位計画等との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の定める「地球温暖化対策計画」に即して策定します。

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 二酸化炭素排出量

当広域連合の事務事業に伴う二酸化炭素総排出量は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）において、1,141,189kg-CO₂ となっています。

2 エネルギー種別の二酸化炭素排出量

基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出量をエネルギー種別で見えていくと、電気が全体の 57.2%、次いでガソリンが 19.5%、軽油が 13.6% の順に占め、これら 3 種類で全体の 90%以上を占めています。

総排出量に占めるエネルギー種別二酸化炭素排出割合を図 1 に示します。

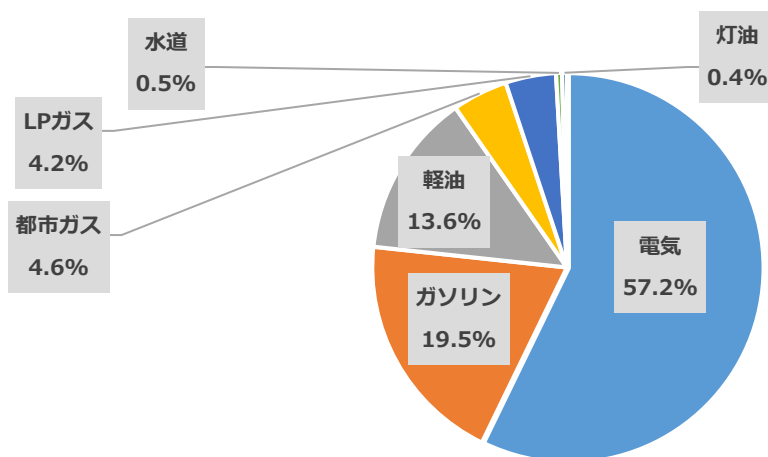


図 1 総排出量に占めるエネルギー種別二酸化炭素排出割合

3 二酸化炭素の排出削減目標

二酸化炭素排出量について、「目標年度（2030 年度（令和 12 年度））に、基準年度（2013 年度（平成 25 年度））比で 46%削減する」ことを目標とします。

当広域連合全体の削減目標を表 2 に示します。

表 2 当広域連合全体の削減目標

温室効果ガス	基準年度 (2013年度)	削減率	目標年度 (2030年度)
二酸化炭素	1,141,189kg-CO2	46%	616,242kg-CO2

※小数点以下を四捨五入しています

第4章 削減目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

当広域連合の二酸化炭素排出量をエネルギー種別ごとに見ると、電気、ガソリン及び軽油で90%以上を占めています。内訳をみると、電気による二酸化炭素排出量が全体の57.2%を占める一方で、ガソリン及び軽油は、意図せず発生する消防・救急出動において、活動用の車両や資機材の燃料として欠かすことができないうえ、消防・救急出動の件数・活動時間を予測することは非常に困難です。

そこで、当広域連合においては、最大の二酸化炭素排出要因である電気の使用量削減を重点取組項目として、ガソリン及び軽油を含むエネルギー種別全体で二酸化炭素排出量削減率46%を実現できるよう、使用量の削減に取り組みます。

電気とその他エネルギーについての削減目標を、表3に示します。

表3 エネルギー別の削減目標

エネルギー種別	基準年度 (2013年度)	削減率	目標年度 (2030年度)
電気	652,419kg-CO ₂	55%	293,589kg-CO ₂
その他	488,770kg-CO ₂	34%	322,653kg-CO ₂
合計	1,141,189kg-CO ₂	46%	616,242kg-CO ₂

2 電気使用量の削減

(1) 全般的な取組

各施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

(2) 照明に関する取組

ア 昼休みは消灯し、来客等必要最小限の使用に留めます。

イ 職員が常駐しない場所（トイレ、食堂、廊下、通路、車庫等）の照明は必要最小限に留めます。

ウ 照明器具を、LED等のエネルギー効率の高いものに更新します。

(3) 空調に関する取組

- ア 冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安として、設定温度の適正管理に努めます。
- イ 空調機のフィルターを定期的に清掃します。
- ウ 自然光や自然風を積極的に取り入れ、空調機をむやみに使用しないよう心がけます。
- エ クールビズやウォームビズをさらに推進し、空調機の使用を必要最小限に抑えます。
- オ 空調機の更新・導入の際は、よりエネルギー効率の高い空調機を選択します。

(4) OA 機器・電化製品に関する取組

- ア 長時間パソコンを使用しないときは、パソコンをシャットダウンします。
- イ 電気ポットで不要なお湯を沸かさないようにします。
- ウ 冷蔵庫の適正使用（庫内温度設定、詰め過ぎ防止等）に努めます。
- エ 洗濯機、乾燥機、ドライヤーの使用を必要最小限に抑えます。
- オ 電化製品を調達する際は、よりエネルギー効率の高い製品を選択します。

(5) その他の取組

- ア 温水洗浄、暖房便座、ジェットタオルの使用を必要最小限に抑えます。
- イ OA 機器の使用時間を短縮するため、時間外勤務の抑制を図ります。

3 その他エネルギー等の使用量削減

(1) ガソリン・軽油に関する取組

- ア 緊急を要する消防・救急活動を除き、アイドリングストップに努めます。
- イ タイヤ空気圧等、車両管理を適正に行い、燃費向上を図ります。
- ウ 車両ごとに走行距離・給油量等を管理し、車両の適正利用に努めます。
- エ 緊急を要する消防・救急活動を除き、エコドライブの徹底や相乗りの推進により、ガソリン・軽油使用量の削減を図ります。
- オ 車両の更新の際は、より環境負荷の少ない車両の導入に努めます。

(2) 都市ガス・LP ガスに関する取組

- ア ガスコンロやガス給湯器を使用していない時は、火を消します。
- イ ガス給湯器の温度設定を適正に管理します。

ウ ガス給湯器から給湯するお湯（キッチン・浴槽・シャワー）をムダに使用しないように努めます。

エ ガス使用製品を調達する際は、よりエネルギー効率の高い製品を選択するようにします。

(3) その他の取組

ア 日常的な節水を心がけます。

イ 電子決裁を推進し、紙使用量の削減を図ります。

ウ 会議等の配布資料等は最小限とし、電子資料やプロジェクターを活用によりペーパーレス化を推進します。

エ 職員のみでの会議や打ち合わせについて、開催時間を工夫して、照明の使用を抑えるよう努めます。

オ 事務用品等の購入の際は、環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

カ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。

キ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

本計画を推進するために、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設けます。

(1) 推進本部

総務課長を本部長とする「推進本部」を設置します。「推進本部」は、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課及び各消防署本署に1名以上の「推進担当者」を置くこととします。「推進担当者」は、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と協力して点検を行い、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

総務課に「事務局」を設置します。「事務局」は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2 点検・評価・見直し体制

(1) 各課及び各消防署本署の「推進担当者」は、所管の事務事業について電気その他燃料等の使用量を点検し、月1回「事務局」へ報告することとします。

(2) 「事務局」は、「推進担当者」からの月1回の報告により、当広域連合全体の電気その他燃料等の使用量及び進捗状況を把握することとします。

(3) 「事務局」及び「推進本部」は、地球温暖化対策について年1回の点検評価を実施するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の二酸化炭素排出量については、当広域連合ホームページにて年1回公表することとします。

